

人事行政の運営などの状況

大阪狭山市職員の給与、職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況について、次のとおり公表します。この公表は、「地方公務員法」および「大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市における人事行政の運営などの状況を市民の皆さんにお知らせすることにより、その公正性と透明性を一層高めることを目的としています。

▶問い合わせ 人事グループ

I. 職員の任免や職員数などの状況

1. 職員の採用・退職の状況

区 分		合 計	一 般 行政職	福祉職	税務職	教育職	消防職	技 能 劣務職	企業職
採用 者数	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	24人	14人	1人	4人	2人	2人	—	1人
	平成30年4月1日	18人	10人	—	—	3人	3人	—	2人
退職 者数	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	22人	12人	—	1人	3人	1人	—	5人

2. 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
一 般 行 政	議 会	4人	4人	0人	
	総 務	78人	80人	2人	業務増による(2人)
	税 務	24人	24人	0人	
	労 働	1人	1人	0人	
	民 生	69人	70人	1人	業務増による(1人)
	衛 生	28人	28人	0人	
	農 林 水 産	3人	3人	0人	
	商 工	3人	3人	0人	
	土 木	29人	27人	△2人	業務減による(△1人)、 欠員不補充(△1人)
	小 計	239人	240人	1人	
特 別 行 政	教 育	66人	66人	0人	
	消 防	74人	76人	2人	業務増による(2人)
	小 計	140人	142人	2人	
	普 通 会 計 計	379人	382人	3人	
等 公 営 企 計 業	水 道	15人	15人	0人	
	下 水 道	8人	9人	1人	業務増による(1人)
	そ の ほ か	19人	19人	0人	
	小 計	42人	43人	1人	
合 計		421人	425人	4人	

3. 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	20人	55人	66人	43人	18人	20人	69人	65人	24人	33人	10人	425人
男女別内訳	男	2人	8人	33人	45人	29人	9人	14人	53人	53人	17人	20人	292人
	女	0人	12人	22人	21人	14人	9人	6人	16人	12人	7人	13人	133人

4. 職員数の推移（各年度4月1日現在）

年 度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
職員数	419人	417人	415人	413人	420人	418人	421人	425人

5. 職員の退職管理の状況（平成30年10月31日現在）

職員の退職管理に関する条例第3条に基づき、届出があった件数

対 象	平成29年度退職者数	件 数
課長級以上の職員	7人	2件

6. 定員管理の状況

大阪狭山市定員管理方針に基づき、平成28年度からの5年間において、消防職の定数を除いた349人をベースに、再任用制度の効率的な運用や、職員の年齢構成を平準化するための弾力的な対応も行いながら、中長期的な将来を見据えた適正な定員管理に努めています。

II. 職員の給与の状況

大阪狭山市職員（特別職を含む）の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づき、生計費、国およびほかの地方公共団体の職員の給与、民間事業の従業者の給与などを考慮して定められています。給与の種類や支給額などは、具体的には、「一般職の職員の給与に関する条例」などで定められており、条例などに基づいて支給された給与の状況は次のとおりです（なお、ここに記載する給与などは、すべて税や各種保険料を引く前の額で、いわゆる手取額ではありません）。

1. 人件費の状況（平成29年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B / A)	(参考) 平成28年度 人 件 費 率
平成30年3月31日 現在 (58,240人)	18,851,015 千円	471,747 千円	3,648,389 千円	19.3%	20.5%

※人件費には、退職手当、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます

2. 職員給与費の状況（平成29年度普通会計決算）

職員数 (A)	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	1人当たり給与 (B / A)
379人	1,375,031 千円	460,463 千円	621,867 千円	2,457,361 千円	6,483千円

※1. 職員手当には、退職手当を含んでいます

2. 職員数は、平成29年4月1日現在の普通会計に属する人数です

3. ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区 分	平成24年 (A)	参考値	平成29年 (B)	比較 (B－A)
大 阪 狭 山 市	106.6	98.4	99.6	△7.0
全 国 市 平 均	106.9	98.8	99.1	△7.8
類 似 団 体 平 均	105.9	97.9	98.6	△7.3

※1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す

指数として用いられるものです

2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

3. 参考値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例措置法による措置がないとした場合の平成24年の値（減額前）です

4. 職員の平均給料月額・平均給与月額および平均年齢の状況

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
一 般 行 政 職	39.7歳	307,389円	412,377円
技 能 労 務 職	48.2歳	361,029円	446,611円

※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです

5. 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		大阪狭山市	国
一 般 行政職	大学卒	185,800円	179,200円
	高校卒	156,800円	147,100円

6. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行政職	大学卒	271,175円	—
	高校卒	—	—

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、それ以外の場合は、就職前の職務経験年数を換算し、在職年数に加算した年数をいいます

7. 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	課長補佐 主幹	課長	次長	部長	
職 員 数	18人	27人	50人	38人	40人	35人	5人	14人	227人
構 成 比	7.9%	11.9%	22.0%	16.8%	17.6%	15.4%	2.2%	6.2%	100.0%
参 考	1年前の構成比	8.4%	13.3%	19.0%	14.6%	19.9%	16.4%	2.2%	6.2%
	5年前の構成比	7.8%	13.4%	7.8%	32.1%	16.0%	16.0%	6.9%	0.0%

（上記以外の職種）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
教 育 職	4人	2人	4人	6人	6人	6人	2人	1人	31人
保 健 師	—	—	—	4人	3人	3人	—	—	10人
企 業 職	2人	2人	4人	5人	7人	3人	—	1人	24人
技能労務職	—	—	—	13人	1人	—	—	—	14人
消 防 職	6人	6人	20人	19人	13人	8人	2人	2人	76人
税 務 職	3人	2人	7人	4人	4人	2人	1人	1人	24人
福 祉 職	1人	4人	2人	10人	2人	—	—	—	19人

8. 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

大 阪 狭 山 市	国
1人当たり平均支給額（平成29年度）1,671千円	—
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 1.45）月分 勤勉手当 1.80月分 0.85）月分	（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 1.45）月分 勤勉手当 1.80月分 0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です

②退職手当（平成30年4月1日現在）

大 阪 狭 山 市	国
（支給率） 自己都合 19.6695月分 20 勤続25年 28.0395月分 25 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	（支給率） 自己都合 19.6695月分 20 勤続25年 28.0395月分 25 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
そのほかの加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%） 1人当たり 平均支給額 6,575千円 23,250千円	そのほかの加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です

③地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成 29 年度決算）		209,350 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29 年度決算）		526,004 円	
支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	13%	401 人	15%

④そのほかの手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母など 6,500円 （ただし、配偶者のない職員の場合には、子、父母などは支給なし） 16歳から22歳までの子がある場合の加算額 1人につき5,000円	同 じ
住 居 手 当	借家・借間居住者 家賃が12,000円を超え23,000円まで 家賃額に応じて最高11,000円 家賃が23,000円を超える場合 家賃額に応じて最高27,000円	同 じ
通 勤 手 当	交通機関などの利用者 運賃が55,000円以下については運賃相当額（6か月定期券相当分支給） 自動車などの交通用具使用者は距離に応じて2,000円～31,600円	同 じ
管理職手当	管理・監督の職にある職員 役職に応じて40,000円～80,000円	同 じ
休日勤務手当	休日勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同 じ

⑤特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）	3,694千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	65,961円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）	14.1%
支給職員数（平成30年4月1日現在）	31人
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年4月1日現在）	7.7%
支給職員1人当たり平均支給月額（平成30年4月1日現在）	8,468円
手当の種類（手当数）	7種類
主な手当の名称	死慰処理手当・救急出動手当・感染症防疫作業手当など

⑥時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	60,857千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	229千円
支給実績（平成28年度決算）	56,140千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	201千円

9. 特別職の報酬などの状況（平成30年4月1日現在）

区 分	給料・報酬など（月額）	区 分	給料・報酬など（月額）
給料	市長 900,000円 副市長 760,000円 教育長 700,000円	報酬	議長 551,000円 副議長 494,000円 議員 475,000円
地域手当	市長 副市長 教育長	（平成29年度支給割合）11%	
期末手当	市長 副市長 教育長	（平成29年度支給割合）4.10月分	議 長 副議長 議員 （平成29年度支給割合）4.10月分
退職手当	市長 副市長 教育長	（算定方式） 給料月額×38／100×在職月数 給料月額×26／100×在職月数 給料月額×17／100×在職月数	（支給時期） 任期ごと 任期ごと 任期ごと

10. 公営企業職員（上下水道事業）の状況

①水道事業 職員給与費の状況（平成29年度決算）

総 費 用 (A)	純損益または 実 質 収 支	職 員 給 与 費 (B)	総費用に占める 職員給与費率 (B / A)	(参考) 平成28年度 の総費用に占める 職 員 給 与 費 率
1,092,497千円	108,950千円	82,046千円	7.5%	7.4%

※職員給与費には資本的勘定支配職員分（17,369千円）を含んでいません

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与 (B / A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
15人	57,582千円	16,696千円	25,137千円	99,415千円	6,628千円

※1. 職員手当には、退職手当を含んでいません

2. 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です

②下水道事業 職員給与費の状況（平成29年度決算）

総 費 用 (A)	純損益または 実 質 収 支	職 員 給 与 費 (B)	総費用に占める 職員給与費率 (B / A)	(参考) 平成28年度 の総費用に占める 職 員 給 与 費 率
1,583,155千円	7,722千円	28,130千円	1.8%	1.7%

※職員給与費には資本的勘定支配職員分（34,136千円）を含んでいません

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与 (B / A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
9人	34,993千円	10,954千円	16,319千円	62,266千円	6,918千円

※1. 職員手当には、退職手当を含んでいません

2. 職員数は、平成30年3月31日現在の人数です

III. 職員の勤務条件や服務の状況

●年次有給休暇や特別休暇の状況

休暇の種類	内 容	付 与 日 数
年次有給休暇	年次有給休暇の日数は1年につき20日とし、その残日数を限度として翌年に繰り越し可能	20日
主な特別休暇	骨髄提供のための休暇・ボランティア休暇・子の看護のための休暇・妊娠障がい（つわり）休暇・産前産後休暇・育児休暇など	

IV. 分限処分・懲戒処分の状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

処分の種類	処分者数	処分の種類	処分者数	地方公務員法第28条に基づく分限処分および同法第29条に基づく懲戒処分の状況は、左表のとおりです。
分限処分	免 職 0人 降 任 0人 休 職 10人	懲戒処分	免 職 0人 停 職 0人 減 給 0人 戒 告 0人	

V. 職員研修の状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

大阪狭山市では、職員の能力開発や資質の向上のため職員研修を実施しています。昨年度実施した職員研修は次のとおりです。

研 修 区 分	主 な 研 修	受講者数（延人数）
内 部 研 修	OJT研修・メンタルヘルス研修・管理職研修・新規採用職員研修など	864人
広 域 共 同 研 修	中部都市職員研修協議会研修	53人
派 遣 研 修	おおさか市町村職員研修研究センター（マッセOSAKA）研修・人権関係研修・そのほか派遣研修など	74人

VI. 職員の福利厚生などの状況

地方公務員法第42条に基づく職員の福祉および利益の保護に関する事業は次のとおりです。

1. 健康管理事業の実施状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

区 分	内 容
職 員 健 康 診 断	
定 期 健 康 診 断	身長・体重・視力・聴力・胸部レントゲン・血圧測定・血液検査など
深夜業務を含む検診	深夜業務に常時従事する職員に対し、上記検査項目を実施
V D T 検 診	VDT作業に従事する職員の希望者が対象
頸 肩 腕 腰 痛 検 診	腰部に過度の負担がかかる立ち作業、重量物取り扱い作業、長時間の運転作業に常時従事する職員が対象

2. 職員互助会などの状況（平成30年4月1日現在）

区 分	内 容
大阪狭山市職員厚生会	補助金率（掛金・補助金） 1：1 主 な 実 施 事 業 福利厚生事業・給付事業・社会福祉事業

VII. 公平委員会の状況

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、その権限は同法第8条第2項において次のとおり定められています。

①職員の給与、勤務時間そのほかの勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとること

②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決または決定をすること

●公平委員会の業務の状況（平成29年4月1日～平成30